H2O RETAILING

第100期 定時株主総会

招集ご通知

日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時

場 所 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール

昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

contents

招集ご通知 …… 2

株主総会参考書類 …… 5

招集ご通知添付書類

事業報告 …… 19

連結計算書類 …… 40

計算書類 …… 43

監査報告書 …… 46

TOPICS〈トピックス〉 …… 49

エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社
（証券コード 8242）

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

第100期定時株主総会を2019年6月20日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、阪急・阪神両本店を中心とした百貨店事業と、イズミヤ・阪急オアシスなどの食品スーパーを中心とした食品事業をグループのコア事業とし、日常から非日常まで生活全般に関わりを持つ小売ネットワークの構築を目指しております。

当期は、自然災害による影響に加え、将来の成長を見据えて計画を前倒ししたイズミヤの店舗再編などを積極的に推進したこと等により減益となりましたが、新たにスタートした2019年度からの新中期計画の目標達成に向け全社一丸で取り組み、地域社会になくてはならない存在として皆様に支持される企業グループを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒より一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



代表取締役社長
鈴木　篤

H2Oリテイリンググループの基本理念

「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けること」を企業の基本理念とし、お客様および株主の皆様をはじめ、お取引先、従業員といったステークホルダーの期待にお応えするとともに、社会全体に対し貢献することが企業としての存在意義であると考えています。

株 主 各 位

（証券コード 8242）
2019年5月29日
大 阪 市 北 区 角 田 町 8 番 7 号
エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社
取締役社長　鈴　木　　篤

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、2019年6月19日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.日　時　2019年6月20日（木曜日）午前10時
2.場　所　大阪市北区茶屋町19番1号
　梅田芸術劇場　メインホール ※末尾ご案内図をご参照ください。
3.株主総会の目的事項
　報告事項　**1.** 第100期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
　2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項　**第1号議案**　定款一部変更の件
　第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
　第3号議案　役員賞与支給の件
　第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額改定の件
　第5号議案　監査等委員である取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額設定の件
4.招集にあたっての決定事項
　3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに記載の事項になります。
◎株主総会前日までに株主総会参考書類並びに事業報告及び連結計算書類、計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai/）に掲載いたしますのでご了承ください。
◎昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



▶ 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



▶ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

行使期限
2019年
6月19日（水）
午後6時到着分まで



▶ インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトに、URL（https://evote.tr.mufg.jp/）の入力又はスマートフォンから議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法によりアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限
2019年
6月19日（水）
午後6時まで

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
（2）インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前の利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎当日ご出席の場合は、郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
◎当日代理人によりご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人の資格は、本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきますので、ご了承ください。

●インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンから QRコードを読み取る方法

①QRコードを読み取る
スマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙(右下)のログイン用QRコードを読み取る



議決権行使書用紙（右下）

②議決権行使方法を選ぶ
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ

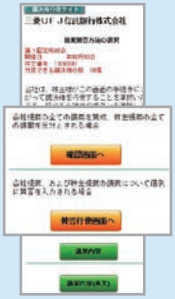

③各議案の賛否を選択
画面の案内に従って各議案の賛否を選択し、行使完了

QRコードを読み取る方法による議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、右記のログインID・仮パスワードを入力する方法により、ログインしてください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

①議決権行使サイトにアクセスする
https://evote.tr.mufg.jp/

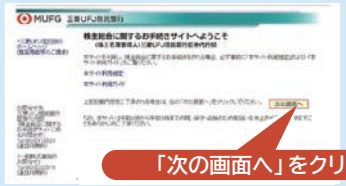

②議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

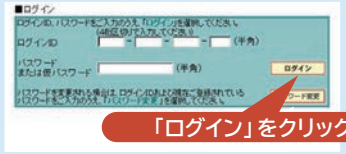

③「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を入力し、行使完了

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担となります。
※議決権行使サイトは、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

議案及び参考事項

取締役の指名及び報酬に関する事項

当社は、当社取締役の指名及び報酬の決定にあたり、公正かつ透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問委員会として、監査等委員を含む複数の独立社外取締役と社長で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役候補者の指名及び報酬に関する議案につきましては、当社の定める基本原則を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討し、取締役会に勧告した後、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員会において、本総会に上程されている報酬に関する議案について協議し、指名・報酬諮問委員会の運営の方法等を確認いたしましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

なお、基本原則に基づき、取締役候補者の選定基準である「取締役の多様性のバランスの考え方」並びに「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定めております。

《ご参考》

「取締役の多様性のバランスの考え方について」

当社グループ内出身の者は、グループ経営戦略、財務・会計、コンプライアンスの立案・推進において適切な能力、経験、知見を有する者ならびに主要子会社の代表者から選任し、社外から招聘する者は、業種にとらわれない企業経営の経験者、弁護士、当社グループの事業に有益な専門的知識を有する者等から複数を選任し、バランスと多様性を保ちながら、迅速な意思決定ができるよう適切な規模で構成する。なお、監査等委員である取締役については、少なくとも１名は財務・会計の豊富な経験と十分な知見を有する者を選任する。

「社外取締役の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるためには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当しないことを条件とする。

1．当社および子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注１）、またはその業務執行取締役、執行役その他これらに準じる者または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）である者
2．当社グループの主要な取引先である者（注２）、またはその業務執行者
3．当社グループから役員報酬以外に、一定額（注３）を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、監査業務を実際に担当する者
5．当社の主要株主（議決権の１０％以上を保有する者をいい、間接保有を含む。）、またはその業務執行者

6．当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7．当社グループの業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者
8．阪急阪神東宝グループ（当社グループを含む。）の業務執行者
9．当社グループから一定額（注４）を超える寄付を受けている者、または法人、組合等の団体の場合、その業務執行者
10. 上記１から９に関して過去５年間（ただし、上記８に関して当社グループの業務執行者については、過去１０年間）において、該当していた者
11. その配偶者または二親等以内の親族が、上記１から10のいずれか（上記３および４を除き、重要な者（注５）に限る。）に該当する者
12. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループへの取引先の取引額が１億円または当該取引先の年間連結売上高の２％のいずれか高い方の額を超える者をいう。
注２：「当社グループの主要な取引先である者」とは、①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループの取引先への取引額が当社の年間連結売上高の２％を超える者、および②当社グループが負債を負っている取引先であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の２％以上の額を当社グループに融資している者をいう。
注３：「一定額」とは、①当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）について、年間１，０００万円、②当該専門家が所属している法人、組合等の団体が当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額について、当該団体の年間総収入金額の２％をいう。
注４：「一定額」とは、直近事業年度において、年間１，０００万円をいう。
注５：「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

グループの事業の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うとともに、コーポレート・ガバナンス体制の透明性向上を図るため、相談役に関する規定を削除するものであります。

２．変更の内容

定款変更案及び現行定款は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1章　総　則	**第1章　総　則**
第１条　（条文の記載省略）	第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理 1.～7.　（条文の記載省略） 8.　食料品の製造加工業および販売業ならびに酒類の卸・小売業 9.～30.　（条文の記載省略） (2)～(4)　（条文の記載省略） （新　設） (5)　（条文の記載省略）	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理 1.～7.　（現行どおり） 8.　食料品の製造加工業および販売業、酒類の卸・小売業ならびにコンビニエンスストア業 9.～30.　（現行どおり） (2)～(4)　（現行どおり） (5)　保育サービス業 (6)　（現行どおり）
第3条～第21条　（条文の記載省略）	第3条～第21条　（現行どおり）
（取締役会長・取締役社長等） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。 ②　取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。	（取締役会長・取締役社長等） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。 （削　除）
第23条～第41条（条文の記載省略）	第23条～第41条　（現行どおり）
附　　則　（条文の記載省略）	附　　則　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）７名全員が任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	鈴木（すずき）　篤（あつし）	代表取締役社長　再任
2	荒木（あらき）　直也（なおや）	代表取締役　再任
3	林（はやし）　克弘（かつひろ）	代表取締役副社長　再任
4	八木（やぎ）　誠（まこと）	社外取締役　再任　社外　独立
5	角（すみ）　和夫（かずお）	取締役　再任
6	森（もり）　忠嗣（ただつぐ）	取締役 常務執行役員　再任



再　任

所有する当社の株式の数

20,100株

候補者番号 1

鈴木　篤（すずき　あつし）　（1956年4月5日生）

略歴、地位及び担当

1980年４月	株式会社阪急百貨店入社
2000年10月	同　ＳＣ事業部統括部長
2003年４月	株式会社阪急ショッピングセンター開発（現株式会社阪急商業開発）代表取締役専務執行役員
2006年４月	株式会社阪急百貨店執行役員
2008年10月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2013年４月	同　取締役常務執行役員
2014年３月	当社取締役
2014年４月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木　篤氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、現在、社長として当社のグループ経営戦略においてリーダーシップを発揮しており、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再　任

所有する当社の株式の数

10,800株

候補者番号 2

荒木　直也（あらき　なおや）　（1957年5月14日生）

略歴、地位及び担当

1981年４月	株式会社阪急百貨店入社
2003年４月	同　郊外店舗開発室長
2004年４月	同　執行役員
2008年10月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2010年６月	同　取締役執行役員
2012年３月	同　代表取締役社長（現任）
2012年６月	当社代表取締役（現任）
2012年６月	当社百貨店事業担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

荒木直也氏は、当社グループの中核会社である㈱阪急阪神百貨店の社長として在任中であり、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再　任

所有する当社の株式の数

11,200株

候補者番号 3

林（はやし）　克弘（かつひろ）　（1958年1月20日生）

略歴、地位及び担当

1982年４月	株式会社阪急百貨店入社
2002年４月	同　広報室長
2005年４月	同　コンプライアンス室長
2009年６月	当社取締役執行役員
2009年６月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2012年４月	同　取締役執行役員
2014年４月	当社取締役常務執行役員
2014年４月	株式会社阪急阪神百貨店取締役常務執行役員
2015年４月	当社代表取締役専務執行役員
2015年４月	当社総務人事室、広報室担当（現任）
2015年４月	株式会社阪急阪神百貨店代表取締役専務執行役員（現任）
2017年４月	当社代表取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店　代表取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

林　克弘氏は、経営管理部門等における業務実績と、コンプライアンスの立案・推進における適切な能力、知見を有しており、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再　任

所有する当社の株式の数

2,300株

候補者番号 4

八木（やぎ）　誠（まこと）　（1949年10月13日生）

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当

1972年４月	関西電力株式会社入社
2005年６月	同　取締役
2006年６月	同　常務取締役
2009年６月	同　代表取締役副社長
2010年６月	同　代表取締役社長
2015年６月	当社取締役（現任）
2016年６月	関西電力株式会社代表取締役会長（現任）
2017年７月	日本生命保険相互会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

関西電力株式会社　代表取締役会長　　日本生命保険相互会社　社外取締役

社外取締役候補者とした理由

八木　誠氏は、関西電力㈱の会長としての企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等を行っています。当社は、同氏の経験等を当社グループの経営の監督に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与いただけると判断し、引き続き取締役（社外取締役）候補者といたしました。なお、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしているため、同氏を独立役員として指定しております。



再　任

所有する当社の株式の数

22,200株

候補者番号 5

角　和夫（すみ　かずお）

（1949年4月19日生）

略歴、地位及び担当

1973年４月	阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社
2000年６月	同　取締役
2002年６月	同　常務取締役
2003年６月	同　代表取締役社長
2007年10月	当社取締役（現任）
2017年６月	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループＣＥＯ（現任）

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社　代表取締役会長 グループＣＥＯ
阪急電鉄株式会社　代表取締役会長
株式会社アシックス 社外取締役

取締役候補者とした理由

角　和夫氏は、阪急阪神ホールディングス㈱の会長 グループCEOとしての豊富な経営経験を有し、現在も阪急阪神東宝グループの経営戦略の観点から様々な意見、提言等を行っていることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役（非業務執行）候補者といたしました。



再　任

所有する当社の株式の数

6,400株

候補者番号 6

森　忠嗣（もり　ただつぐ）

（1963年9月22日生）

略歴、地位及び担当

1987年４月	株式会社阪急百貨店入社
2004年４月	同　経営政策室長
2006年４月	同　執行役員
2006年６月	同　取締役執行役員
2007年10月	同　取締役
2007年10月	当社取締役執行役員
2007年10月	当社経営企画室長、システム企画室担当（現任）
2012年３月	当社取締役常務執行役員（現任）
2013年６月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員（現任）
2014年４月	当社財務室担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店　執行役員　　株式会社梅の花　社外取締役（監査等委員）

取締役候補者とした理由

森　忠嗣氏は、経営企画部門等における業務実績と、グループ経営戦略における適切な能力、知見を有しており、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

注1．取締役候補者角　和夫氏は、阪急電鉄株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で不動産賃貸借の取引を行っております。
2．その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3．社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
(1) 当社の社外取締役に就任してからの在任期間
八木　誠氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は4年であります。
(2) 責任限定契約の概要
当社は、八木　誠氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、法令が定める額を限度とする契約を締結しており、本議案をご承認いただき同氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。
4．当社は、株式会社阪神百貨店との経営統合に伴う持株会社体制への移行にあたり、2007年10月1日をもって、商号を株式会社阪急百貨店からエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更するとともに、百貨店事業を新たに設立した「株式会社阪急百貨店」へ承継させる会社分割を行いました。
また、「株式会社阪急百貨店」は、2008年10月1日をもって、株式会社阪神百貨店を吸収合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更いたしました。

第３号議案　役員賞与支給の件

当期の業績、従来の役員賞与金、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時の取締役のうち5名（鈴木　篤、荒木直也、林　克弘、四條晴也、森　忠嗣の各氏）に対し総額3,715万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

参考事項

第４号議案及び第５号議案に共通する事項

株式報酬制度の見直しについて

当社の業務執行取締役及び執行役員（以下「業務執行取締役等」という）の報酬等は、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めるため、月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与及び株価に連動する株式関連報酬を組み合わせた報酬体系としており、社外取締役及び監査等委員である取締役（以下、「非業務執行取締役」という）については、月例の基本報酬のみとしておりますが、2019年度から始まる新中期計画の策定を機に、以下の方針を基に株式報酬制度を導入し、併せて対象者の見直しを行うことといたします。

・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
・業務を執行する取締役・執行役員の中期計画の目標達成の動機付けとなること
・当社グループのミッション達成と持続的成長の実現に適う人材の確保につながること
・株主との意識の共有や株主重視の意識を高めるものであること

≪株式報酬制度の概要≫

役位に応じて付与し、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合にのみ、退任後に行使することができる「勤続条件付株式報酬型ストックオプション」（以下「勤続条件付ＳＯ」という）と、業績目標の達成度に応じて、権利行使可能な個数を確定する「業績連動条件付株式報酬型ストックオプション」（以下「業績連動条件付ＳＯ」という）の２種類の株式関連報酬を新たに導入いたします。それぞれの内容は以下のとおりです。なお、株式関連報酬導入後の業務執行取締役等の報酬の構成は、月例の基本報酬約５０％、年次賞与、勤続条件付ＳＯ及び業績連動条件付ＳＯ約５０％を目安といたします。

勤続条件付ＳＯ：新株予約権の割当て対象者が、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失（ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る）後より行使できる新株予約権を、役位に応じて付与

業績連動条件付ＳＯ：中期計画に掲げる経営指標その他の当社取締役会が予め定める指標（連結売上高、各段階利益、ROE、ROIC等）について、中期計画の最終年度の当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の０～１００％の範囲で権利行使可能な個数を確定し、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失後より行使できる新株予約権を付与

≪役員報酬構成イメージ図（業務執行取締役等の場合）≫

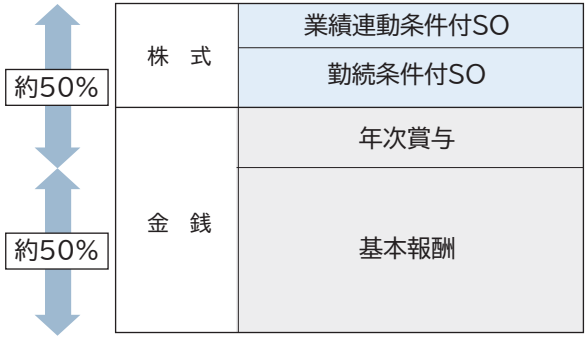

※上記の図は役員報酬の構成をわかりやすくお伝えするためのイメージ図であり、それぞれの記載の幅が各報酬の金額規模を示唆しているわけではありません。

≪対象者≫

現状の非業務執行取締役の報酬につきましては、月例の基本報酬のみとしておりましたが、非業務執行取締役におきましても、株主との意識の共有や株主重視の意識を高めるため、株式関連報酬として勤続条件付ＳＯを新たに導入いたします。

		業務執行取締役等	非業務執行取締役
株　式	業績連動条件付SO	○	―
	勤続条件付SO	○	○
金　銭	年次賞与	○	―
	基本報酬	○	○

≪ご参考≫

第４号議案及び第５号議案をご承認いただいた場合は、それぞれ第４号議案及び第５号議案にてご承認いただいた当社取締役に対して発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のほか、当社取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を上記対象者に準じ（監査役は監査等委員に準じる）、会社法の規定に基づき、当社取締役会の決議により発行する予定です。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬は、２０１６年６月２２日開催の第９７期定時株主総会において、基本報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額を年額１億2，０００万円以内と決議いただいておりますが、役員報酬制度の見直しにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を、基本報酬とは別枠で年額１億2,９００万円以内（うち、社外取締役分は年額９００万円以内）とし、そのうち、勤続条件付ＳＯに関する報酬額を年額9，３００万円以内（うち、社外取締役分は年額９００万円以内）、業績連動条件付ＳＯに関する報酬額を年額3，６００万円以内とさせていただきたいと存じます。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬債権を対象となる取締役に付与するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は６名（うち社外取締役は１名）となります。また、本議案が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として、すでに付与済みのものを除き、従来の行使条件による株式報酬型ストックオプションは廃止いたします。

■勤続条件付株式報酬型ストックオプション

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して勤続条件付株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1)新株予約権の総数

各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、３１０個を上限とします。

(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は１００株とします。ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものとします。各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は３１，０００株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記（1）の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付

を受けることができる株式１株あたりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
(4)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。
(5)新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当て対象者が、上記(4)の期間内において、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失(ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る)後より行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。
(6)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(7)その他の新株予約権の内容等
新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

■業績連動条件付株式報酬型ストックオプション

業務執行取締役に対して業績連動条件付株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1)新株予約権の総数
各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、１２０個を上限とします。
(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は１００株とします。ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものとします。各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は１２，０００株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記(1)の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。
(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
(4)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。

(5)新株予約権の行使の条件
　中期計画に掲げる経営指標その他の当社取締役会が予め定める指標について、中期計画の最終年度の当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の０～１００％の範囲で権利行使可能な個数を確定し、上記(4)の期間内において、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失後より行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。
(6)譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(7)その他の新株予約権の内容等
　新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額設定の件

　監査等委員である取締役に対する報酬は、２０１６年6月２２日開催の第９７期定時株主総会において、年額9,０００万円と決議いただいておりますが、役員報酬制度の見直しにより、監査等委員である取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を、当該報酬額とは別枠で年額２,２５０万円以内とさせていただきたいと存じます。
　株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬債権を対象となる取締役に付与するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。なお、当社の監査等委員である取締役は４名です。

■勤続条件付株式報酬型ストックオプション

　監査等委員である取締役に対して勤続条件付株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1)新株予約権の総数
　各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、７５個を上限とします。
(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数
　新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は１００株とします。ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものと

します。各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は7，５００株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記(1)の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。

(5)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当て対象者が、上記(4)の期間内において、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失(ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る)後より行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(7)その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

以上

事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1） 事業の経過及びその成果

当期の連結業績

	金額（百万円）	前期比（%）
売上高	926,872	100.5
営業利益	20,422	89.7
経常利益	21,376	88.1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,162	14.8

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、大阪府北部地震や豪雨、大型台風等の自然災害による影響を受けましたが、国内需要・インバウンド需要ともに好調に推移した阪急本店や博多阪急を中心に百貨店事業が売上を牽引し、連結売上高は926,872百万円（前期比100.5%）と前期を上回りました。しかしながら、イズミヤ株式会社における基幹店舗の建て替えによる一時休業の影響や、阪神梅田本店第Ⅰ期棟の開業による減価償却費の増加等により営業利益は20,422百万円（前期比89.7%）、経常利益は21,376百万円（前期比88.1%）となり、食品事業の店舗再編の推進等に伴う店舗等閉鎖損失や台風被害をはじめとする災害関連の損失などを特別損失として14,221百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は2,162百万円（前期比14.8%）となりました。

各セグメントの概況は次のとおりです。

百貨店事業

百貨店事業の業績

	金額（百万円）	前期比（%）
売上高	451,840	101.3
営業利益	17,582	97.6

阪急うめだ本店では、年間を通じて、新しい価値の提供や情報発信の強化に継続的に取り組んだ結果、国内富裕層の消費が好調なジュエリーや時計、若年層等の新客が拡大したバッグ、ビューティー、高感度な品揃えが高い支持を得ている婦人モードファッション等が売上を牽引しました。また、インバウンド需要につきましては、自然災害や中国における法施行の影響もあり一時的に落ち込んだ時期がありましたが、ジュエリーや時計などの高額品や、リピーターが増加している化粧品の動きが活発で、いずれも比較的早い段階で復調し売上を伸ばしました。これらの結果、阪急メンズ大阪を含めた阪急本店の売上高は250,747百万円、前期比104.3%となりました。

阪神梅田本店では、2018年6月1日に「毎

日が幸せになる百貨店」をコンセプトに第Ⅰ期棟をオープンしました。建て替え工事の影響により営業面積が約２割減少した結果、売上高は51,383百万円、前期比92.5%となりましたが、パンワールド、リカーワールドや復活したスナックパークなど「食の阪神」をさらに印象づける新しい売場提案が好評を得て、20～40代の新規顧客層の獲得につながり、想定を上回る結果となりました。

支店におきましては、博多阪急では、2017年11月に実施した改装効果が継続し、広域からの集客が拡大したほか、改装により強化したラグジュアリーブランドなどの認知度が高まった結果、売上高は51,624百万円、前期比108.9%と伸長しました。一方、郊外店舗では食品は堅調に推移しましたが、婦人ファッションを中心に売上が伸び悩みました。

これらの結果、2017年７月に閉店した堺 北花田阪急を除く既存店合計の売上高前期比は102.1%となりました。



「食の阪神」ならではの新たな売場提案が好評な阪神梅田本店１階の「パンワールド」

神戸・高槻事業

神戸・高槻事業の業績

	金額（百万円）	前期比（%）
売上高	42,767	182.9
営業利益	301	49.9

注.当期業績の比較となる前期実績は、事業承継後の2017年10月1日から2018年3月31日の業績となります。

2017年10月１日付けで事業承継したそごう神戸店及び西武高槻店は、承継から１年が経過し、そごう神戸店では、洋菓子売場のリニューアルを実施し、神戸初など話題性の高い店舗を導入しました。なお、2019年10月１日付けで対象店舗の事業を株式会社阪急阪神百貨店へ移管し、同日付けで屋号をそごう神戸店から「神戸阪急」、西武高槻店から「高槻阪急」へと変更する予定です。

食品事業

食品事業の業績

	金額（百万円）	前期比（%）
売上高	367,580	95.1
営業損失	△438	—

イズミヤ株式会社では、岸里店（大阪府）の新規出店に加え、建て替え工事を行った住道店（大阪府）及び伏見店（京都府）を、GMS業態から食品スーパーを核とするショッピングモールへ、店舗移転を行った庄内店（大阪府）を、GMS業態から食品スーパーへと業態変更を行うなど、着実に店舗再編計画を進めておりますが、既存のGMS店舗において衣料品や住関品が苦戦するとともに、不安定な農産相場の影響などにより食品の売上も伸び悩みました。

株式会社阪急オアシスでは、大阪市内に3店舗を出店し、キッチン＆マーケット ルクア大阪店（大阪府）では、物販エリアとダイニングエリアを融合した新たな取り組みが、広域の幅広い世代から支持を得ました。一方で、4店舗を閉鎖するなど不採算店舗の見直しを実施しました。

これらの結果、食品事業全体では、売上高は前期を下回り、営業損失となりました。



GMS業態から食品スーパーを核とするショッピングモールへと業態変更を行った建て替え第1号店舗「カナートモール住道」

不動産事業

不動産事業の業績

	金額（百万円）	前期比（%）
売上高	8,736	84.3
営業利益	4,281	85.9

大阪府豊中市の商業施設セルシーの信託受益者である合同会社サントルにおいて、再開発に伴いテナントの空き区画が大幅に増加したことに加え、イズミヤの店舗再編に伴い、不動産を管理する株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメントや、イズミヤ店舗の警備や清掃等を受託している株式会社カンソーの業績が前期実績を下回りました。

その他事業

その他事業の業績

	金額（百万円）	前期比（%）
売　上　高	55,948	101.1
営 業 利 益	5,030	162.4

ビジネスホテル「アワーズイン阪急」を運営する株式会社大井開発では、2017年10月に客室単価の引き上げを実施しましたが、安定的に顧客からの支持を得て、引き続き高い客室稼働率（シングル館及びツイン館の２館を合わせた客室稼働率92.9%）を維持し、増収増益となりました。

また、化粧品専門店「フルーツギャザリング」を展開するエフ・ジー・ジェイ株式会社では、新規出店した二子玉川ライズ店（東京都）とアミュプラザ小倉店（福岡県）が好調なスタートを切るとともに、昨年度に開業した既存店において店舗の認知度向上により業績が改善し、増収増益となりました。

これらの結果、その他事業全体では売上高、営業利益とも前期実績を上回りました。



2018年9月にオープンしたビューティーセレクトショップ「フルーツギャザリング 二子玉川ライズ店」

事業別セグメントの業績及び連結業績

（単位：百万円）

	百貨店事業	神戸・高槻事業	食品事業	不動産事業	その他事業	調整額	連　結
売　上　高	451,840	42,767	367,580	8,736	55,948	－	**926,872**
営業利益又は損失	17,582	301	△438	4,281	5,030	△6,335	**20,422**

（2）設備投資の状況

当期に実施しました企業集団の設備投資の総額は32,039百万円で、その主なものは、百貨店事業における阪神梅田本店建て替え工事、阪急メンズ東京改装工事、食品事業におけるイズミヤ及び阪急オアシス既存店売場改装・新規出店工事などであります。

（3）資金調達の状況

借入金の返済及び設備投資等の資金需要に効率的に対応するため、当期において無担保社債の発行により100億円の調達を行い、また取引金融機関からの借入により200億円の調達を行いました。

（4）他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、大阪府豊中市の商業施設セルシーの信託受益者で当社子会社である合同会社サントルに対し、2019年１月15日に200億円の匿名出資を行いました。

（5）対処すべき課題

①新中期計画について

当社グループは、2024年度を最終年度とした10年間の長期事業計画「ＧＰ10－Ⅱ計画」を策定し、関西ドミナントエリアにおける生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けることを目指し、生活総合産業の構築に取り組んでおります。

2015年度から2018年度は、フェーズ１として「経営効率の向上による利益拡大」、「関西における生活総合産業の構築」、「長期プロジェクトの推進」を重点施策として取り組んでまいりましたが、本年度からは関西ドミナント化のさらなる深耕のため、小売ネットワークの構築に注力してまいります。

都市型百貨店やＲＳＣを中心とした「都市大型商業」と食品スーパーを中心とした「食品事業」の２つのコア事業において、関西エリアで圧倒的なポジションを確立することに加え、これらコア事業以外の分野においてはアライアンスパートナーを拡大していくことにより、地域消費をドミナント化するエコシステムの構築を進めてまいります。

コア事業では、引き続き阪急うめだ本店・阪神梅田本店において、グループのハブ拠点として情報発信力に磨きをかけ、広域集客を拡大していくとともに、神戸阪急・高槻阪急を当社グループの新たな拠点とすべく店舗ＭＤの見直し等を進めることにより、関西の各拠点においてブランド力を高め、リアル店舗だからこその「買物の楽しさ」を追求してまいります。

また、食品事業においては、ＧＭＳ業態の再編にさらに踏み込み、事業再編や非食品事業の最適化、不動産の有効活用に加え、イズミヤと阪急オアシスのオペレーションの統合を進めることにより、さらなる規模のメリットを生み出し、「買物の便利さ」を追求してまいります。

そして、当社のコア事業以外の分野においては、他企業とのアライアンス関係の構築を推進していくことにより、関西圏の顧客の生活全般をカバーする小売ネットワークを創りだし、それらアライアンス関係を構築する手段として、関西エリアポイントである「Sポイント」の推進と、新たな決済・サービス機能の導入など基盤整備に取り組んでまいります。

また、阪神梅田本店建て替えプロジェクトや千里中央地区再開発プロジェクトなどの長期プロジェクトも継続して推進し、厳しい環境下でも持続的に成長し得る企業集団を目指してまいります。

②当社グループ会社における公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社の子会社である株式会社阪急阪神百貨店は、顧客から収受する優待ギフト送料の値上げに関して、独占禁止法違反により、公正取引委員会から2018年10月3日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当該命令を受け、株式会社阪急阪神百貨店では、新たにカルテル防止ガイドラインを策定し、役員・従業員を対象にした研修の実施等により、内容の周知徹底を図るなど再発防止に向けた取り組みを実施いたしました。当社においては、これらの取り組みに適宜助言、確認を行うとともに、グループコンプライアンス連絡会の開催や、「H_2Oリテイリンググループ行動規範」の一部改定等を実施し、他のグループ会社に対し公正取引の推進を再徹底しました。

株主の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申しあげます。本件を厳粛に受け止め、当社グループは、コンプライアンス体制の整備をさらに徹底し、信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようよろしくお願い申しあげます。

（6） 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第97期（2015年4月～2016年3月）	第98期（2016年4月～2017年3月）	第99期（2017年4月～2018年3月）	第100期（当期）（2018年4月～2019年3月）
売上高（百万円）	915,690	901,221	921,871	926,872
営業利益（百万円）	23,825	22,542	22,765	20,422
経常利益（百万円）	23,060	21,725	24,272	21,376
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	14,053	14,298	14,636	2,162
1株当たり当期純利益（円）	113.93	115.84	118.54	17.50
総資産（百万円）	595,247	639,305	659,582	663,335
純資産（百万円）	252,587	264,323	280,807	279,603

注1. 2017年10月1日付けでそごう神戸店及び西武高槻店に関する事業を承継いたしました。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

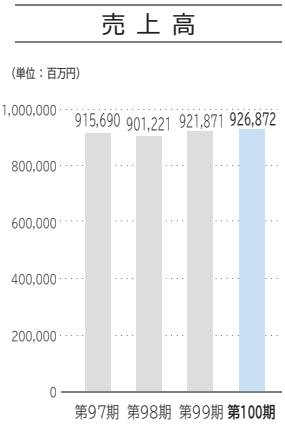

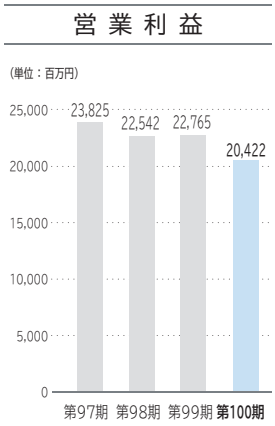

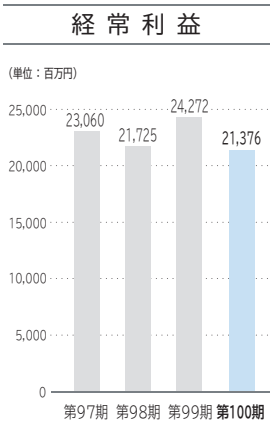

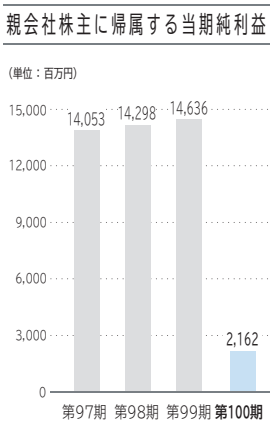

（7）重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
株式会社阪急阪神百貨店	200	100.0	百貨店
株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ	100	100.0	食品事業の経営企画・管理
イズミヤ株式会社	100	100.0	総合スーパー、スーパーマーケット
株式会社阪急オアシス	100	100.0	スーパーマーケット
株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント	100	100.0	不動産の管理・開発
株式会社阪急商業開発	50	100.0	不動産賃貸
株式会社大井開発	100	100.0	ホテル
株式会社家族亭	10	100.0	飲食業

注．当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

（8）主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業別セグメント	事業内容
百貨店事業	百貨店
神戸・高槻事業	百貨店
食品事業	総合スーパー、スーパーマーケット、食料品の製造・加工
不動産事業	ショッピングセンターの開発・運営・管理、 不動産の賃貸・管理、駐車場の保守管理
その他事業	ホテルの経営、飲食店の経営、店舗工事の請負、会員制個別宅配、 人材派遣、情報処理サービス、クレジットカード事業

（9）主要な事業所及び店舗等（2019年3月31日現在）

① 当社の事業所

本社（大阪市北区）

② 子会社の主要な店舗等

会社名	主要な店舗等
株式会社阪急阪神百貨店	阪急百貨店 10店舗 阪急本店（大阪市北区） その他支店9店舗（大阪府・兵庫県・福岡県・東京都・神奈川県）
	阪神百貨店 4店舗 阪神梅田本店（大阪市北区） その他支店 3店舗（兵庫県）
株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント	そごう神戸店（兵庫県） 西武高槻店（大阪府）
イズミヤ株式会社	イズミヤ、デイリーカナート 85店舗（大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県他）
株式会社阪急オアシス	阪急オアシス　76店舗（大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県）
株式会社阪急商業開発	モザイクボックス（兵庫県） モザイクモール港北（神奈川県）
株式会社大井開発	阪急大井町ガーデン・アワーズイン阪急（東京都）
株式会社家族亭	大阪府　26店舗他　全93店舗（直営店）

（10）従業員の状況（2019年3月31日現在）

事業別セグメント	従業員数（名）	前期末比増減（名）
百貨店事業	2,875　(1,738)	△63　(△54)
神戸・高槻事業	305　(456)	△15　(13)
食品事業	3,524 (10,610)	△52　(△885)
不動産事業	353　(1,012)	6　(△85)
その他事業	1,736　(2,812)	49　(△153)
合計	**8,793 (16,628)**	**△75 (△1,164)**

注1. 上記従業員数は就業人員数を記載しております。
2. 上記従業員数の（　）内は、臨時雇用者数の年間平均人員数を示しております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	35,501
株式会社三井住友銀行	20,100
農林中央金庫	11,500
株式会社りそな銀行	11,000
株式会社京都銀行	9,000
信金中央金庫	8,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社池田泉州銀行	5,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、グループ内の百貨店事業再編のため、そごう神戸店及び西武高槻店に関する事業を、2019年10月1日付けで、株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメントから株式会社阪急阪神百貨店へ吸収分割により承継し、同日付けで、屋号をそごう神戸店から「神戸阪急」、西武高槻店から「高槻阪急」へと変更することを決定しております。

2. 会社の株式に関する事項(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

150,000,000株

(2) 発行済株式の総数

125,201,396株(うち自己株式　1,609,297株)

(3) 株主数

33,180名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
阪神電気鉄道株式会社	14,749	11.93
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,336	8.36
株式会社髙島屋	6,259	5.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,489	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,565	3.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,236	2.62
イズミヤ共和会	2,623	2.12
JP MORGAN CHASE BANK 380684	2,244	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,981	1.60
H_2Oリテイリンググループ従業員持株会	1,669	1.35

注. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai)に掲載しております。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（2019年3月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木　篤	代表取締役社長 食品事業担当、事業創造本部担当	
荒木直也	代表取締役 百貨店事業担当	株式会社阪急阪神百貨店　代表取締役社長
林　克弘	代表取締役副社長 総務人事室・広報室担当	株式会社阪急阪神百貨店　代表取締役専務執行役員
八木　誠	取締役	関西電力株式会社　代表取締役会長 日本生命保険相互会社　社外取締役
角　和夫	取締役	阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役会長　グループCEO 阪急電鉄株式会社　代表取締役会長 アシックス株式会社　社外取締役
四條晴也	取締役	イズミヤ株式会社　代表取締役社長
森　忠嗣	取締役 常務執行役員 経営企画室長、 財務室・システム企画室担当	株式会社阪急阪神百貨店　執行役員 株式会社梅の花　社外取締役（監査等委員）
小西敏允	取締役常勤監査等委員	株式会社阪急阪神百貨店　監査役
番　尚志	取締役監査等委員	三菱倉庫株式会社　特別顧問
中野健二郎	取締役監査等委員	京阪神ビルディング株式会社　取締役会長 丸一鋼管株式会社　社外取締役 レンゴー株式会社　社外取締役　※2019年6月退任予定
石原真弓	取締役監査等委員	弁護士 森下仁丹株式会社　社外取締役（監査等委員） モリト株式会社　社外取締役 オーエス株式会社　社外取締役（監査等委員）

注1. 取締役八木　誠氏並びに取締役監査等委員番　尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は東京証券取引所に対し、八木　誠、番　尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏を独立役員として届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の監査の実効性を確保するため、小西敏允氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役常勤監査等委員小西敏允氏は、約30年にわたって当社の財務・経理業務に携わり、経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役八木　誠氏並びに取締役監査等委員番　尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める限度額であります。

<ご参考> 2019年4月1日現在の役員の状況

氏　名		地位及び担当	
鈴　木	篤	代表取締役社長	食品事業担当、事業創造本部担当
荒　木	直　也	代表取締役	百貨店事業担当
林	克　弘	代表取締役副社長	総務人事室・広報室担当
八　木	誠	取締役	
角	和　夫	取締役	
四　條	晴　也	取締役	
森	忠　嗣	取締役常務執行役員	経営企画室長、財務室・システム企画室担当
小　西	敏　允	取締役常勤監査等委員	
番	尚　志	取締役監査等委員	
中　野	健二郎	取締役監査等委員	
石　原	真　弓	取締役監査等委員	
黒　松	弘　育	常務執行役員	不動産事業担当、事業戦略室長
宇　野	賢　次	執行役員	事業戦略室 事業戦略担当
今　井	康　博	執行役員	海外事業開発室 海外事業開発担当
片　岡	慶　之	執行役員	事業戦略室 事業戦略担当

（2）取締役の報酬等

① 役員報酬制度の概要

・当社の業務執行取締役の報酬につきましては、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針とし、この方針に基づき、役位に対して支給される業績に直接連動しない月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、株価に連動する株式報酬型ストックオプションを組み合わせた報酬体系としております。
・非業務執行取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬につきましては、月例の基本報酬のみとし、当該取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものとしております。
・取締役の報酬につきましては、指名・報酬諮問委員会の検討を経て、取締役会が株主総会に提出する議案の内容及び個人別の報酬額を定めるものとします。ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって定めるものとします。
・指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役の個人別の報酬額についての審議においては、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準、及び当社における他の役職員の報酬の水準等も考慮するものとします。

・各報酬は次のとおりとし、業務執行取締役の報酬の構成は、基本報酬約50%、業績及び株価連動報酬約50%を目安としております。

＜基本報酬＞
それぞれの職責、役位に応じた報酬とし、毎年４月に評価のうえ改定いたします。

＜賞与＞
１事業年度の連結業績に応じた報酬とし、主に営業利益の達成度合いと連動し、当期純利益等を勘案し、役位、評価に応じて決定いたします。なお、毎年、株主総会において承認を得るものといたします。

＜株式報酬型ストックオプション＞
行使条件を役員退任後５年以内とする新株予約権を、役位に応じて毎年付与しております。

なお、株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりであります。
１）第97期定時株主総会（2016年６月22日開催）において、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額３億円以内（うち社外取締役は5,000万円以内）、監査等委員である取締役は年額9,000万円以内と決議いただいております。
２）賞与は、株主総会において毎回決議しております。
３）第97期定時株主総会（2016年６月22日開催）において、上記１）の年額報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額を年額１億2,000万円以内と決議いただいております。

② 当期に係る取締役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	賞与
取締役 （監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	7名 （1名）	191百万円 （8百万円）	124百万円 （8百万円）	30百万円 （－）	37百万円 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4名 （3名）	53百万円 （27百万円）	53百万円 （27百万円）	－	－
合　計	11名 （4名）	245百万円 （35百万円）	177百万円 （35百万円）	30百万円 （－）	37百万円 （－）

注．上記の報酬等の額のうち賞与については、第100期定時株主総会において決議予定分を記載しております。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、（1）取締役の状況に記載のとおりです。また、兼職先と当社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

② 特定関係事業者との関係

記載すべき事項はございません。

③ 社外役員の当期における主な活動状況等

区　分	氏　名	当期における主な活動状況
取　締　役	八　木　　誠	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、同委員会において適切な助言を行い、経営陣の人事・報酬に関する透明性、客観性の向上に努めております。
取　締　役 監査等委員	番　　尚　志	当期開催の取締役会11回及び監査等委員会12回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務め、同委員会において適切な助言を行い、経営陣の人事・報酬に関する透明性、客観性の向上に努めております。
取　締　役 監査等委員	中　野　健二郎	当期開催の取締役会11回のうち10回及び監査等委員会12回のうち11回に出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
取　締　役 監査等委員	石　原　真　弓	当期開催の取締役会11回のうち10回 及び監査等委員会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的立場から、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。

注.「1. 企業集団の現況に関する事項　(5)対処すべき課題」に記載のとおり、顧客から収受する優待ギフト送料の値上げに関して、独占禁止法違反により、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。社外取締役八木　誠氏並びに社外取締役監査等委員番　尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏は、日頃から取締役会等において、コンプライアンス等の観点から発言を行っており、本件事実の判明後も、再発防止に向けた取り組み内容の確認や、コンプライアンスの徹底を求める等、その職責を果たしております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	226百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当期において、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に伴うコンフォートレター業務」を委任いたしました。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H_2Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各社におけるコンプライアンス推進の責任者として各社の社長（当社・株式会社阪急阪神百貨店・イズミヤ株式会社・株式会社阪急オアシスは総務担当役員）をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H_2Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「グループコンプライアンス委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各社が事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

5）当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

6）当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

7）取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と各スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。
当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員または監査役に報告し、報告を受けた監査等委員または監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。
当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。
また、当社グループの監査等委員会または監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

8）その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。
監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

② 当期における運用状況の概要

1)当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H_2Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を図っております。
当期におきましては、社会環境等の変化を踏まえ「H_2Oリテイリンググループ行動規範」の内容を一部見直しました。

2)当社は、コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、公正取引、品質管理、情報セキュリティに関する各種グループ委員会において、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図っております。
当期は、ソーシャルメディアの適切な利用を推進するため、公式アカウントの運営及び当社グループ従業員の利用に関して、遵守すべき基本姿勢を「H_2Oリテイリンググループ ソーシャルメディアポリシー」として定め、当社グループ会社において「ソーシャルメディア運用管理規程」を制定しました。
また、グループ各社の事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するための取り組みとして、当期は当社総務人事室及び監査等委員会室が共同で、グループ各社のリスクの検証及びヒアリングを実施し、各社の重点取り組み課題をより明確化しました。
内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社において通報窓口を設置し、継続的に運用しておりますが、当期はリスクマネジメント強化の一環として、当社グループ会社におけるコンプライアンスホットラインの周知強化に取り組みました。通報の状況については、代表取締役及び常勤監査等委員へ定期的に報告しております。
財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、事業規模の拡大に伴い、エフ・ジー・ジェイ株式会社を全社統制の評価範囲に加え、同社における内部統制の整備・評価を新たに行うなど、当社グループ全体としての統制状況の評価と、主に株式会社阪急阪神百貨店とイズミヤ株式会社の業務プロセスの整備・運用状況についての評価を実施いたしました。
反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

3)監査を支える体制においては、引き続き、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ10名を監査等委員会の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフを当社グループ各社の監査役として選任しております。
また、監査等委員と代表取締役の会合及び事業戦略、経営企画、財務、システム企画、総務、J-SOXのスタッフとの会合を定期的に実施するとともに、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席しております。

4)「１．企業集団の現況に関する事項　(5)対処すべき課題」に記載のとおり、当社の子会社である株式会社阪急阪神百貨店は、顧客から収受する優待ギフト送料の値上げに関して、独占禁止法違反により、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社は、同社が実施した再発防止策に適宜助言、確認を行いました。また、グループコンプライアンス連絡会の開催や、「H_2Oリテイリンググループ行動規範」において、上記１）の見直しに加え、カルテルの禁止を明確に盛り込むなどの一部改定を実施するなどにより、他のグループ会社に対し公正取引の推進を再徹底しました。

（２）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業年度ごとの業績をベースにして、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュフローを勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

具体的には、連結当期純利益、連結純資産、連結キャッシュフローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行ってまいります。

なお、当期の１株当たり年間配当額につきましては、40円といたします。

注.本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**663,335**	**（負債の部）**	**383,731**
流動資産	**150,003**	**流動負債**	**174,092**
現金及び預金	55,229	支払手形及び買掛金	59,732
受取手形及び売掛金	49,886	短期借入金	8,000
商品及び製品	31,600	1年内返済予定の長期借入金	20,201
仕掛品	329	リース債務	749
原材料及び貯蔵品	1,990	未払金	19,655
短期貸付金	538	未払法人税等	4,151
未収入金	6,778	商品券	29,676
その他	4,104	賞与引当金	5,018
貸倒引当金	△454	役員賞与引当金	156
固定資産	**513,331**	ポイント引当金	1,823
有形固定資産	**284,860**	店舗等閉鎖損失引当金	967
建物及び構築物	115,608	資産除去債務	68
車輌及び器具備品	14,303	その他	23,888
土地	147,281	**固定負債**	**209,639**
建設仮勘定	7,666	社債	20,000
無形固定資産	**18,762**	長期借入金	116,718
のれん	4,076	リース債務	8,686
その他	14,685	繰延税金負債	26,152
投資その他の資産	**209,709**	再評価に係る繰延税金負債	266
投資有価証券	121,149	退職給付に係る負債	16,827
長期貸付金	4,571	役員退職慰労引当金	221
差入保証金	72,290	商品券等回収引当金	4,020
繰延税金資産	11,942	長期未払金	621
その他	2,683	長期預り保証金	9,820
貸倒引当金	△2,928	資産除去債務	2,755
		その他	3,548
		（純資産の部）	**279,603**
		株主資本	**239,755**
		資本金	17,796
		資本剰余金	92,675
		利益剰余金	132,278
		自己株式	△2,995
		その他の包括利益累計額	**38,608**
		その他有価証券評価差額金	42,864
		土地再評価差額金	124
		為替換算調整勘定	△788
		退職給付に係る調整累計額	△3,591
		新株予約権	**1,235**
		非支配株主持分	**4**
合計	**663,335**	**合計**	**663,335**

連結損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**926,872**
売上原価		**660,636**
売上総利益		**266,235**
販売費及び一般管理費		**245,813**
営業利益		**20,422**
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	1,326	
その他	2,480	**3,887**
営業外費用		
支払利息	728	
その他	2,204	**2,932**
経常利益		**21,376**
特別利益		
受取保険金	895	**895**
特別損失		
店舗等閉鎖損失	7,228	
減損損失	2,592	
災害による損失	1,402	
固定資産除却損	1,266	
進路設計支援費用	672	
事業譲渡損	546	
新店舗開業費用	514	**14,221**
税金等調整前当期純利益		**8,050**
法人税、住民税及び事業税		**4,696**
法人税等調整額		**1,192**
当期純利益		**2,162**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,162**

連結株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**17,796**	**92,726**	**135,057**	**△3,190**	**242,390**
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△4,941	—	△4,941
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,162	—	2,162
自己株式の取得・処分	—	△40	—	194	154
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△10	—	—	△10
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△50	△2,778	194	△2,634
当期末残高	**17,796**	**92,675**	**132,278**	**△2,995**	**239,755**

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**37,662**	**59**	**124**	**△8**	**△658**	**37,178**	**1,234**	**3**	**280,807**
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△4,941
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	2,162
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	—	154
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	△10
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,201	△59	—	△779	△2,932	1,429	1	0	1,430
当期変動額合計	5,201	△59	—	△779	△2,932	1,429	1	0	△1,204
当期末残高	**42,864**	**—**	**124**	**△788**	**△3,591**	**38,608**	**1,235**	**4**	**279,603**

計算書類

貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**470,291**	**（負債の部）**	**243,863**
流動資産	**34,207**	**流動負債**	**94,104**
現金及び預金	6,967	短期借入金	8,000
営業未収入金	2,807	未払金	1,668
前払費用	35	未払費用	109
短期貸付金	13,134	未払法人税等	162
1年内回収予定の長期貸付金	11,818	前受金	43
その他	1,089	預り金	83,968
貸倒引当金	△1,645	賞与引当金	115
固定資産	**436,084**	役員賞与引当金	37
有形固定資産	**32,614**	その他	0
建物及び構築物	4,292	**固定負債**	**149,758**
車輌及び器具備品	842	社債	20,000
土地	27,451	長期借入金	114,000
建設仮勘定	27	繰延税金負債	15,137
無形固定資産	**7,663**	再評価に係る繰延税金負債	266
ソフトウェア	6,067	関係会社事業損失引当金	27
施設利用権	9	長期未払金	17
ソフトウェア仮勘定	1,586	長期預り保証金	310
投資その他の資産	**395,807**	**（純資産の部）**	**226,428**
投資有価証券	91,482	**株主資本**	**181,824**
関係会社株式	167,682	**資本金**	**17,796**
関係会社出資金	16,467	**資本剰余金**	**92,960**
長期貸付金	127,891	資本準備金	72,495
差入保証金	137	その他資本剰余金	20,464
長期前払費用	5	**利益剰余金**	**74,063**
その他	471	利益準備金	4,429
長期貸倒引当金	△8,332	その他利益剰余金	69,634
		固定資産圧縮積立金	6,686
		別途積立金	44,054
		繰越利益剰余金	18,892
		自己株式	**△2,995**
		評価・換算差額等	**43,368**
		その他有価証券評価差額金	**42,764**
		土地再評価差額金	**604**
		新株予約権	**1,235**
合計	**470,291**	**合計**	**470,291**

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
受取配当金収入	3,897	
グループ運営負担金収入	2,128	
システム使用料収入	4,995	
不動産賃貸収入	2,535	**13,556**
営業費用		**8,723**
営業利益		**4,832**
営業外収益		
受取利息	539	
受取配当金	1,316	
その他	129	**1,985**
営業外費用		
支払利息	721	
匿名組合投資損失	3,532	
その他	230	**4,484**
経常利益		**2,334**
特別利益		
受取保険金	22	**22**
特別損失		
関係会社投資等損失	2,426	
減損損失	323	
固定資産除却損	40	
災害による損失	26	**2,817**
税引前当期純利益		**△460**
法人税、住民税及び事業税		**344**
法人税等調整額		**△1,211**
当期純利益		**405**

株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
		資本剰余金			利益剰余金						
						その他利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	72,495	20,505	93,000	4,429	6,711	44,054	23,403	78,598	△ 3,190	186,204
当期変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△ 4,941	△ 4,941	—	△ 4,941
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	405	405	—	405
自己株式の取得・処分	—	—	△ 40	△ 40	—	—	—	—	—	194	154
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△ 24	—	24	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△ 40	△ 40	—	△24	—	△ 4,510	△ 4,535	194	△ 4,380
当期末残高	17,796	72,495	20,464	92,960	4,429	6,686	44,054	18,892	74,063	△ 2,995	181,824

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	37,562	604	38,167	1,234	225,606
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 4,941
当期純利益	—	—	—	—	405
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	154
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,201	—	5,201	1	5,202
当期変動額合計	5,201	—	5,201	1	821
当期末残高	42,764	604	43,368	1,235	226,428

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊與政元治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　杉田直樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弓削亜紀　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊與政元治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田直樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弓削亜紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の実地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、子会社において公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査等委員会としては、グループ全体で講じる公正取引の推進による適切な内部統制の整備、運用状況を引き続き監視、検証いたします。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社　監査等委員会

取締役常勤監査等委員　小　西　敏　允 ㊞

社外取締役監査等委員　番　　尚　志 ㊞

社外取締役監査等委員　中　野　健二郎 ㊞

社外取締役監査等委員　石　原　真　弓 ㊞

以　上

中期計画「GP10計画 ステージⅡ フェーズ2(2019-2021年度)」を策定

当社は小売を取り巻く環境変化に備え、持続的に利益成長を続けるための長期計画「GP10計画」を2005年度より進めています。

今年度より開始する「GP10計画 ステージⅡ フェーズ2(2019-2021年度)」では、当社のコア事業である百貨店やRSC(広域対応型ショッピングセンター)において強固な都市大型商業の確立と食品事業の収益性改善に取り組むとともに、コア事業以外の業態においても、ポイントインセンティブなど顧客サービスプラットフォームの強化と外部パートナーとのアライアンスネットワークの拡大により、関西圏の生活者の買い物・生活を支えるいわゆるビジネスエコシステムのさらなる魅力向上を図ってまいります。

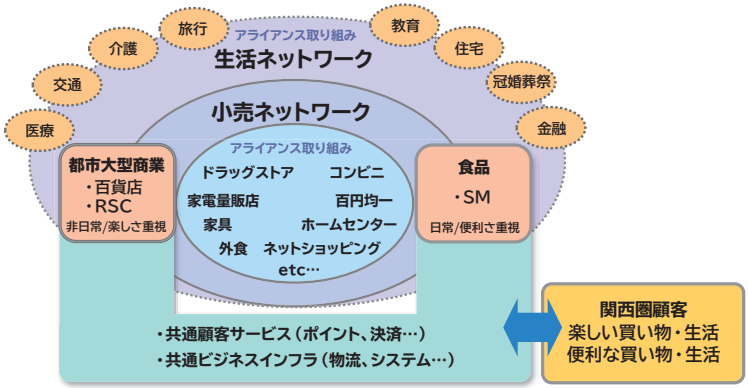

重点施策

Ⅰ.「コア事業における関西での圧倒的なポジションの確立」

◉都市大型商業の拠点の強化

阪神梅田本店建て替え工事の着実な推進、東西への拠点拡張となる神戸阪急および高槻阪急の速やかな立ち上げ、マーケットの変化に合わせた千里中央エリアの大型商業施設再開発に取り組みます。

◉食品事業のSM運営プラットフォーム構築

イズミヤと阪急オアシスにおいて新たな営業システムを稼動し、SM運営に適した共通プラットフォームによる食品事業の効率的な運営体制を構築します。

◉イズミヤGMSの事業モデル転換

イズミヤの組織再編によりGMSの事業モデルからの転換を図り、マーケットのニーズに応じた商業施設の運営を行います。

Ⅱ.「関西圏生活者の買い物・生活全般を支えるエコシステムの構築」

◉顧客サービスプラットフォーム構築およびアライアンスネットワークの拡大

ポイントインセンティブに加え決済など業態を超えて提供可能な顧客サービス機能を強化し、関西圏顧客サービスのプラットフォームを構築するとともに、小売やサービスを提供する外部パートナーとのアライアンスネットワーク拡大を図ります。

GMSから業態変換。カナートモール和泉府中グランドオープン！

2019年 4月27日(土) Open

店舗再編計画により建て替えを行っていた和泉府中店が、2019年4月27日グランドオープン。建て替え前は総合スーパー（GMS）業態でしたが、より魅力ある商業施設とするため、スーパーマーケットであるデイリーカナートイズミヤと31の専門店などからなる近隣型ショッピングセンター（NSC）「カナートモール和泉府中」に生まれ変わりました。

モール内には当社が運営する企業主導型保育施設「H_2Oほいくえん」を開設し、従業員の多様な就労形態に対応した保育サービスを提供することにより仕事と子育ての両立を支援しています。







都心型のプロトタイプ「阪急オアシス新町店」オープン！

2019年 3月14日(木) Open

「都会で生活を送る先進的かつ合理的なお客様」をメインターゲットとする阪急オアシス新町店（大阪市）では、地域特性に合わせ、「健康」「美容」「簡便」などに関連する商品に力を入れています。また、ご購入いただいた商品をすぐにお楽しみいただけるよう約40席のイートインスペースを設置。グラスの無料貸し出しも行っており、お食事やお酒をその場で楽しんでいただけます。





阪急メンズ東京が開業以来最大規模となるリニューアル

競争の激化する銀座マーケットにおいて、先鋭的な取り組みに挑戦して、独自価値を提案することで不動のポジションを確立し、売上のさらなる拡大を図るべく、3月15日（金）にリニューアルオープンしました。ストアコンセプトは「クリエイティブコンシャスな男たちに向けた冒険基地」。男性が大人になっても持ち続けている冒険心や新たな創造をかきたてるコンテンツや自由な遊び心をご提案する、ワクワク・ドキドキ感のある冒険基地をイメージした店に生まれ変わりました。



自分の価値観を重視し自由にファッション・生活を楽しむ大人男性に向けたワールド

7階「ヴィンテージ＆リバイバル」ワールドは、歴史や文化に裏打ちされた背景やストーリーのある本物と、そこに現代を掛け合わせ新たな価値を持つファッション、ライフスタイルを。6階「クリエイターズ」ワールドではルールや時流に縛られない、自分らしく個性的で突き抜けたファッションをご提案します。



7階「ヴィンテージ＆リバイバル」ワールド

個性を演出するこだわり雑貨ワールド

5階「シューズ」ワールドは、トラディショナルな本物からクリエイティブな逸品まで圧倒的な品揃え。1階「メンズビューティー」ワールドでは、年齢・性別にとらわれず、自由に自己を表現する方に向けて、スキンケア、香り、メイクをトータルで。また、地下1階「アクセサリー」ワールドを再編し、上質で機能的なトラベルアイテムと、個性を演出するアクセサリーをご提案します。



1階「メンズビューティー」ワールド

最先端ファッションを先駆的に提案。1階・2階「デザイナーズ」ワールドを再編

原点に戻り、ファッションの楽しさや美しさ、王道ブランドならではの最新トレンドのウェア・アクセサリーをご提案します。また、クオリティと先進性をかね揃えた、次のエースとなる新進コレクションブランドもご紹介していきます。

H2Oリテイリンググループの社会貢献活動を行う
一般財団法人H2Oサンタ



H2Oサンタは、こども支援をテーマに、地域社会にチャリティーの文化を創造することを目的に、様々な社会課題とその解決に取り組む団体を一般の方々にご紹介する活動を行っており、これまでにその数は90団体を超えています。2012年の取り組み開始からみなさまにご協力いただき、支援の輪がひろがっています。

里親・ファミリーホーム・養子縁組家族の日常を写した写真展「フォスター」を百貨店では初めて開催



フォスターは「血縁や法的関係のないこどもを養育する」という意味の英語で、展示は、写真家の江連（えづれ）麻紀さんや家族社会学者の白井千晶さんらの共同プロジェクトとして始まり、昨年3月以降、全国を巡回しています。里親家庭や養子縁組した親子の日常のありのままの姿を撮影した写真を見てもらい、理解を深めてもらうのが狙いです。

ご報告　2018年4月から2019年3月までの1年間で、ご紹介した団体は47団体。
災害支援金等その他の支援も含め、合計30,694,169円を各団体へ寄付しました。

家族亭が「第27回優良外食産業表彰」で農林水産大臣賞を受賞



「第27回優良外食産業表彰 国産食材利用推進部門」で最優秀賞にあたる「農林水産大臣賞」を受賞。今後も、国産食材の導入をすすめるなど地産地消を推進し、国産食材の安定調達と活用推進に努めます。主な受賞理由は、奈良県・大和ポークなど地元の食材を積極的に導入したことによる「地産地消推進」、ご当地フェアを2ヵ月毎に開催し期間中は産地素材の使用や郷土料理も販売した「国産食材安定調達」、北海道倶知安（くっちゃん）で契約栽培するなど国産の蕎麦粉に注力した「国産食材の推進」です。

関西エリア共通ポイント「Sポイント」サービスが「関西スーパー」でもスタート

2018年11月より、「関西スーパー」の兵庫県下27店舗、また2019年4月より大阪府下36店舗、奈良県下1店舗も併せて「関西スーパー」全店で「Sポイント」サービスがご利用いただけるようになりました。2016年4月のSポイントサービス開始以降、Sポイントがたまる、つかえるSポイント優待店が順次拡大し、ますます便利になっています。

Sポイントキャンペーンのお知らせ

6月20日（木）の株主総会にご出席いただいた方のうち、ご希望の方に**500ポイント**を進呈いたします。
Sポイント対象カードをお持ちの方は、当日お持ちください。　※ご出席1名につき1回限り

株主アンケート結果のご報告

昨年11月に実施いたしました株主アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。
今回は、3,533通のご回答をいただきました。
アンケートの結果について、その一部を掲載させていただきます。

ご回答者のプロフィール

性別

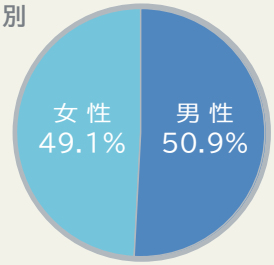

年代

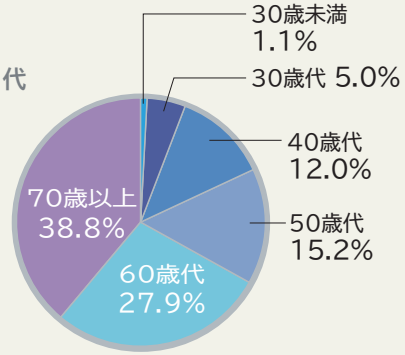

職業

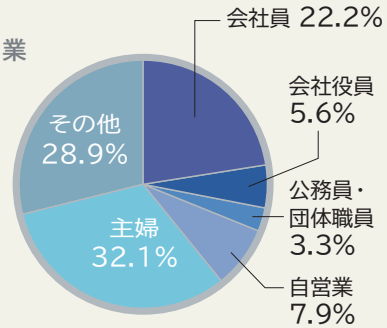

●H_2O株式を継続保有するにあたり重視するもの

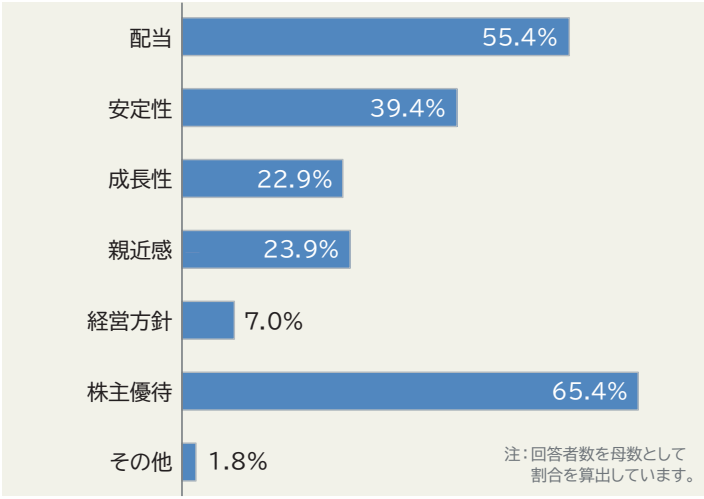

●当社について知りたいこと

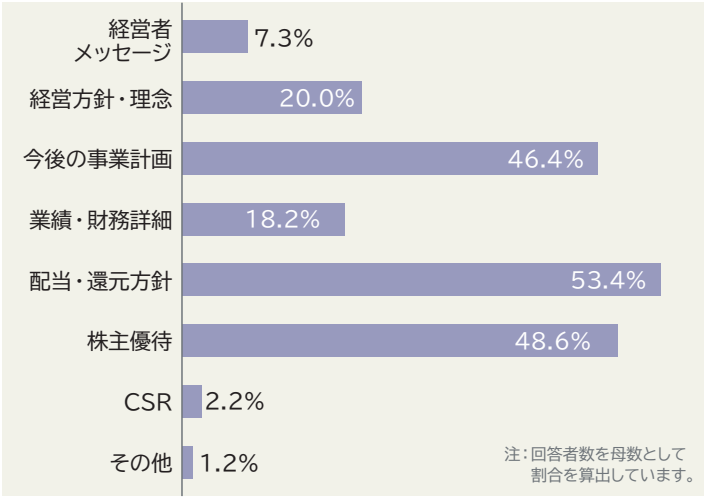

※アンケートの結果やお寄せいただいたご意見・ご要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 ※旧イズミヤ株式の特別口座口座管理機関は三井住友信託銀行株式会社となります。
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 TEL 0120-094-777（通話料無料） ※三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL 0120-782-031（通話料無料）
公告の方法	電子公告により行います。 **公告掲載URL** http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku （ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

ご注意

(1) 株主様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

(2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行（旧イズミヤ株式につきましては、三井住友信託銀行）が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行（旧イズミヤ株式につきましては三井住友信託銀行）の本支店でもお取次ぎいたします。

(3) 配当金の口座振込のご指定につきましても、お手続きは、各口座管理機関を経由してお届けください。詳しくは各口座管理機関にお問い合わせください。

(4) 未受領の配当金（旧イズミヤならびに旧家族亭の株式に関する配当金を含む）につきましては、三菱UFJ信託銀行の本支店でお支払いいたします。

《株主の皆さまへのお知らせ》

当社では、定時株主総会終了後にお届けしておりました「株主通信」は、昨年より「定時株主総会招集ご通知」に統合し廃止させていただいており、合わせて「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページ（http://www.h2o-retailing.co.jp/soukai）にて開示させていただいております。

また、「株主ご優待券」のご送付は、「定時株主総会招集ご通知」と合わせてお届けしておりますので、株主総会終了後の送付物はございません。

株主総会会場 ご案内図



会場名　**梅田芸術劇場 メインホール**

場　所　大阪市北区茶屋町19番1号

○会場には駐車場・駐輪場がございませんので、
　ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT by TypeBank
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社　〒530-0017 大阪市北区角田町8番7号　Tel.06-6365-8120（代表）　http://www.h2o-retailing.co.jp